

熊本市総合教育会議運営要綱の改定について

1 事項

熊本市総合教育会議運営要綱第8条第3項の削除

2 内容

熊本市総合教育会議運営要綱第8条第3項で、議事録には市長及び教育委員会の中から1人それぞれが署名しなければならないと定めている。

このことから、議事録の公表にあたり、総合教育会議の出席者全員に議事録の内容を確認したうえで、さらに首長及び教育委員会の代表者による署名が必要となり、事務手続きに時間を要している。

この議事録の公表に係る事務を簡素化するため見直しを行うもの。

3 新旧対照表

改定案	現行
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略）
第8条第1・2項（略）	第8条第1・2項（略）
第3項 （削除）	第3項 議事録には、市長及び教育委員会の中から1人それぞれが署名しなければならない。
第9・10条（略）	第9・10条（略）

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。